

成安造形大学公的研究費等の不正使用防止等に関する基本規程

平成27年 3月27日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、成安造形大学（以下、「本学」という。）が「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日付文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日付文部科学大臣決定）に基づき、公的研究費等を適正に管理及び運営し、不正使用等を防止するための基本方針について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等を適切に管理及び運営するために成安造形大学公的研究費等取扱規程及び必要な規程を関係法令に基づいて定める。

(定義)

第3条 この規程において不正行為とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合及び科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動上の不正行為にはあたらない。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料及び機器等を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究に携わる者の論文又は用語を当該研究に携わる者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 不正使用 実態を伴わない謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求及び競争的資金を中心とした公募型の研究資金を配分した機関の規程、学内関係規程及びその他関連法令等に違反して公的研究費等を使用すること。
- (5) その他、これらに類する行為。

第2章 行動規範とコンプライアンス教育

(行動規範)

第4条 職員は、研究活動における不正行為等の防止及び研究活動の更なる発展のため、次の号に掲げる研究活動に係る行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

- (1) 職員は、公的研究費等が国の税金や外部資金であることを踏まえ、公的研究費等の使用にあたり関連の法令、通知及び本学諸規程を遵守しなければならない。
- (2) 職員は、研究活動において捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。また、研究データや資料等は適切に管理及び保存し、研究成果の信頼性を確保するとともに、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- (3) 職員は、公的研究費等において預け金、プール金、書類の書換え等の不正使用を行ってはならない。
- (4) 職員は、研究計画に基づき、公的研究費等の計画的かつ適正な使用に努め、事務担当者は適切に研究費執行を管理し、また機関全体でそのチェック機能をはたさなければならない。
- (5) 職員は、研究活動で知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- (6) 公的研究費等の取扱いに関して疑義が生じた場合は、速やかに相談窓口にお問い合わせ、適切な処理をしなければならない。
- (7) 職員は、研究活動にあたり、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。
- (8) 職員は、本学諸規程に基づき公的研究費等の使用ルールを遵守し、不正使用等を疑われるような行動をとってはならない。
- (9) 職員は、この規程に定める各責任者の指示に従わなければならない。
- (10) 職員は、公的研究費等の不正行為及び不正使用があった場合は、その是正に努めなければならない。また、不正行為及び不正使用の発見又は発生する可能性を予見した者は、それを放置せず、当該行為を組織全体の問題として捉え、自身の職責、職務内容等にかかわらず、適切な処理を行わなければならない。
- (11) 職員は、調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

(コンプライアンス教育)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、職員の意識向上を図るためコンプライアンス教育を実施しなければならない。

- 2 コンプライアンス教育は、第19条に定める防止計画推進委員会が企画し、年1回以上、開催する。
- 3 職員は、コンプライアンス教育または公的研究費等の不正使用等の防止に関する教育及び研修に参加しなければならない。

第3章 管理運営体制

(最高管理責任者)

第6条 本学全体を統括し、公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとして、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任をもって公的研究費等の運営及び管理が行えるよう、リーダーシップを発揮する。

- 3 最高管理責任者は、本学における公的研究費等の不正使用等を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図る。
- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者あるいは公的研究費等を管理する者に対し、その運営及び管理を適切に維持するため、必要に応じ改善の指示をする。

(統括管理責任者)

第7条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任及び権限をもつ者として、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、不正防止計画をはじめとする本学全体の具体的な対策を策定及び実施をし、その状況を確認するとともに実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 4 統括管理責任者は、公的研究費等を管理する者あるいは使用する者に対し、その運営を適切に行うため、必要に応じ改善の指示をする。

(公的研究費等に係るコンプライアンス推進責任者)

第8条 統括管理責任者の指示により、不正使用の防止等に関する具体的な対策を行うため公的研究費等に係るコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、学長が指名する附属芸術文化研究所所長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、自身が管理及び指導する具体的な対策を実施し、その実施状況を確認するとともに実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費等の管理及び運営に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、その受講状況を管理監督する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、適切な公的研究費等の管理及び執行に関してモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(公的研究費等に係るコンプライアンス推進副責任者)

第9条 コンプライアンス推進責任者を補佐するものとして、コンプライアンス推進副責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進副責任者は、学長が指名する社会貢献部門主査をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進副責任者は、日常的に実効的な管理監督を行い、よりきめ細かく研究活動の不正行為や公的研究費等の不正使用を発生させることのないよう指導する。

(職務権限)

第10条 公的研究費等の取扱いに関しては、学校法人京都成安学園管理運営規程、学校法人京都成安学園事務分掌規程、学校法人京都成安学園管理運営専決規程等の諸規程に則りその職務権限を明確にするとともに、ホームページ等で大学内外へ公表する。

第4章 告発、調査とその対応

(告発窓口)

第11条 大学の内外から告発等を受け付ける窓口として、告発窓口を置く。

- 2 告発窓口は、総務部門とする。
- 3 告発窓口の担当者は、自身との利害関係を持つ事案に関与することはできない。
- 4 告発窓口の責任者は、その通報の方法、仕組みについて、ホームページ等により学内外へ開示する。

(告発の受付等)

第12条 何人も、公的研究費等の使用について不正の疑いを発見したときは、告発することができる。

- 2 告発の方法は、名を明かすことを原則として、書面、電子メール、電話、面談により、直接、告発窓口の担当者宛てに行う。
- 3 名を明かさず、匿名による告発があった場合は、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。
- 4 告発の意思を明示しない相談は、その内容に準じて、内容を確認、精査し相当の理由があると認められた場合は、相談者に告発の意思があるか否かを確認する。
- 5 前項による告発の意思が否であった場合でもその内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。
- 6 学会等や報道、インターネットを含むソーシャルネットワーキングサービスにおける情報により不正行為等の指摘や疑いが生じた場合は、その内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。
- 7 告発窓口へ寄せられた一切の内容及び調査内容は、調査結果の公表まで告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう秘密を保持する。
- 8 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告しなければならない。
- 9 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該告発の内容を最高管理責任者に報告しなければならない。

(告発者の保護)

第13条 本学は、第12条に定める公的研究費等の不正に関する告発等を行った者が、告発又は情報提供を行ったことにより、不利益な取扱を受けないよう十分配慮しなければならない。

- 2 告発に関する取扱については、公益通報者保護法（平成16年6月18日法律第122号）及び関係法令の定めるところによる。

(悪意に基づく告発等)

第14条 何人も悪意に基づく通報を行ってはならない。

(調査の必要性)

第15条 最高管理責任者は、第12条第9項に定める報告を受けたときは、防止計画推進委員会に命じて、公的研究費等の管理及び運用に関する調査の必要性について審議する。

- 2 防止計画推進委員会の長は、前項の調査の必要性について審議を行い速やかに、その結果を最高

管理責任者に報告しなければならない。

- 3 最高管理責任者は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、調査の必要性を判断し、その調査結果を配分機関及び文部科学省に報告する。
- 4 調査の必要性が認められなかった場合は、その理由を告発者に書面で通知し、また、調査に係る資料等を保存し、求めに応じて配分機関、文部科学省及び告発者に開示する。

(調査及び調査委員会)

第16条 最高管理責任者は、調査が必要と判断された場合は、速やかに調査委員会を設置し、少なくとも30日以内に調査を開始する。

- 2 調査委員会は、告発者、被告発者と直接利害関係を有しない防止計画推進委員と本学及び告発者、被告発者と直接利害関係を有しない第三者をもって構成する。
- 3 調査委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもってこれに充てる。
- 4 調査委員の氏名、所属は告発者及び被告発者に通知する。
- 5 告発者または被告発者は、構成する調査委員に異議申し立てをする場合は、前項の通知から7日以内にこれを行う。
- 6 前項の異議申し立てを受け、当該調査委員を除く調査委員会で当該異議申し立てが妥当と判断した場合は、その調査委員を交代させるとともに、また、告発者及び被告発者に通知する。
- 7 最高管理責任者は、不正行為の認定に関わらず、必要に応じて被告発者等の調査対象となっている研究費の使用停止を命ずることができる。

(調査委員会の役割)

第16条の2 調査委員会は、不正の有無、不正内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の額、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の著者の当該論文等及び当該研究活動における役割等について認定をする。

- 2 調査委員会は、不正行為の有無の認定を被告発者の自認、物的・科学的証拠、証言等を総合的に判断する。
- 3 調査委員会は、調査対象前の一切の資料、データ、論文等の研究、技術上秘密とすべき情報を調査の遂行上必要な範囲外に漏えいしないようにする。
- 4 調査委員会は、本学及び他機関から告発された内容に係る研究活動に関して、一切の資料、データ等を保全する措置をとる。
- 5 調査委員会は、調査を行うにあたり、被告発者へ弁明の機会を与える。
- 6 調査委員会は、告発が悪意に基づく認定する前に告発者へ弁明の機会を与える。
- 7 調査委員会は、悪意に基づく告発を認定する。
- 8 調査委員会の委員長は、第1項に定める認定内容を最高管理責任者、コンプライアンス推進責任者に書面でもって報告する。

(調査結果)

第16条の3 最高管理責任者は、不正行為の認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 最高管理責任者は、不正行為の認定があった調査結果及び悪意に基づく告発の認定があった調査結果を告発者及び被告発者に速やかに通知し、被告発者の所属が他機関の場合は、その所属機関

にも通知する。

(不服申し立て)

第16条の4 悪意に基づく告発との認定を通知された告発者は、通知された日から7日以内にその認定について不服申し立てをすることができる。

- 2 前項の不服申し立ての審査は調査委員会が行い、その不服申し立てが新たな専門性を要する場合は、調査委員の交代若しくは追加、または調査委員会に代えて他の者が審査することとする。
- 3 第2項の不服申し立てに係る再調査は不服申し立てのあった日から30日以内に開始することとする。
- 4 不正行為と認定された被告発者は、認定の通知を受けてから30日以内に不服申し立てをすることができる。

(配分機関及び文部科学省への報告)

第17条 最高管理責任者は、調査委員会を設置した場合は、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関及び文部科学省に報告及び協議するものとする。

- 2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。また、期限内に調査が完了していない場合は、調査の中間報告を配分機関及び文部科学省に提出する。
- 3 調査過程で不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに調査委員会が認定し、最高管理責任者は、配分機関及び文部科学省に報告する。
- 4 最高管理責任者は、調査終了前であっても配分機関及び文部科学省の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関及び文部科学省に提出する。
- 5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等及び文部科学省から申し出があった場合は、当該事案に係る資料の提出または、閲覧、現地調査に応じる。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発と認定され不服申し立てがあった場合、不服申し立てがあったこと、またはその却下、再調査開始の決定及び結果を配分機関及び文部科学省に報告する。

(不正行為及び悪意に基づく告発に対する措置)

第18条 第16条の調査の結果、不正行為があったと認められる場合及び第16条の2第7項に定める悪意に基づく告発と認定された告発者においては、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。

- (1) 職員に不正行為があったと認められる場合は、その違反の程度に応じ、学校法人京都成安学園就業規則の定めるところにより、懲戒処分又は嚴重注意等人事管理上必要な措置を厳正に行う。
- (2) 取引業者に不正行為があったと認められる場合においては、必要に応じて、取引停止あるいは損害賠償又は告訴する。

第5章 不正防止

(公的研究費等防止計画推進委員会)

第19条 公的研究費等の不正使用防止計画を推進するため、本学に公的研究費等防止計画推進委員会（以下、「防止計画推進委員会」という。）を設置する。

- 2 防止計画推進委員会は、最高管理責任者たる学長が指名する副学長、事務局長、附属芸術文化研究所所長、社会貢献部門主査をもって構成する。
- 3 防止計画推進委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもってこれに充てる。
- 4 防止計画推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 不正発生要因の把握に関すること
 - (2) 不正防止計画の企画及び立案に関すること
 - (3) 不正防止計画の実施に関すること
 - (4) 情報伝達及び公表に関すること
 - (5) 内部監査の実施に関すること
 - (6) 不正行為の調査に関すること
 - (7) その他不正使用の防止に関すること
- 5 防止計画推進委員会の委員は自身との利害関係を持つ事案には関与できない。

(不正防止計画の実施)

第20条 統括管理責任者は、第19条第4項第2号及び第3号の定めに基づき、不正防止計画を策定するとともにこれを具体的に推進し、その実施状況を確認するとともに毎年計画を見直し、実情に即した内容に変更する。

- 2 不正防止計画については、別に定める。

(相談窓口)

第21条 本学における公的研究費等の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続き等について、本学の内外から相談を受け付ける相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、社会貢献部門とする。
- 3 相談の窓口を行う者は、自身との利害関係を持つ事案に関与することはできない。
- 4 相談窓口の責任者は、本学における公的研究費等の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続き等について、必要に応じて、ホームページ等により学内外へ開示する。

(相談の受付等)

第21条の2 何人も、公的研究費等の使用及び不正行為等について、相談することができる。

- 2 相談の方法は、名を明かすことを原則として、書面、電子メール、電話、面談等により、直接、相談窓口に行う。
- 3 相談窓口へ寄せられた一切の内容及び相談内容は、調査結果の公表まで相談者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう秘密を保持する。
- 4 相談窓口の責任者は、相談を受け付けたときは、速やかに総括管理責任者に報告しなければならない。
- 5 総括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該相談の内容を最高管理責任者に報告しなければならない。

第6章 監査

(内部監査)

第22条 公的研究費等の適正な運営及び管理のために内部監査委員会は、学校法人京都成安学園内部監査規程に基づき、内部監査を実施する。

2 職員は、監査の実施に協力しなければならない。

第7章 雑則

(細則の制定)

第23条 この規程の実施に当たって必要な場合は、細則を定めることができる。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成27年3月27日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、成安造形大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程、公的研究費の管理責任体制について、成安造形大学における研究活動に係る行動規範は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年3月25日から改正施行する。